

平成29年11月28日

北見市長 辻 直孝 様

北見市男女共同参画審議会  
会 長 渡 辺 美知子

## 第2次北見市男女共同参画基本計画の策定について（最終答申）

平成28年7月6日付け28北市生第9号で諮問のあった第2次北見市男女共同参画基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添の第2次北見市男女共同参画基本計画（案）をもって答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、「男女がともに活躍できるまち きたみ」を目指して、市民、事業者、民間団体が行政と連携・協働して着実に推進されるよう要望します。

## 記

### 北見市の目指す姿

『男性と女性が、ともにお互いを認め合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、多様なライフスタイルの中で、生きる「喜び」や「幸せ」を感じながら、いきいきと自分らしく活躍することができるまち 北見市』

「第2次北見市男女共同参画基本計画の  
策定について」（最終答申）

平成29年11月28日  
北見市男女共同参画審議会



## 第2次北見市男女共同参画基本計画（案）の最終答申にあたって

北見市においては、平成18年7月に「北見市男女共同参画を推進するための条例（以下、「条例」という。）」を制定、平成20年2月に男女共同参画基本計画「あなたとわたし ともに生きる21世紀—男女共同参画プランきたみ—」を策定し、男女共同参画を推進するための様々な施策の取り組みをされています。

本審議会では、同計画が本年度をもって満了となりますことから、平成30年度から39年度までを計画期間とする「第2次北見市男女共同参画基本計画の策定について」平成28年7月6日、貴職より諮問を受け、これまで審議会を8回開催して活発な意見交換と審議を重ね、本年2月27日には中間答申を行い、このたび最終答申として報告いたします。

第1次基本計画策定後、急速に進行する少子高齢化や人材不足に伴う女性の活用の必要性が高まり、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が制定されました。

本審議会においては、このような社会情勢の変化や国の動き、本市の男女共同参画に関する課題と市民意識等を踏まえたうえで、次の10年間に取り組む計画の内容について検討し、この計画の一部を「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」として位置づけるものとししました。

別添の案をもって最終答申といたしますが、本計画の推進にあたっては、下記事項に十分留意して取り組んでいただくことを要望します。

### 記

#### 基本目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」（条例第5条、第6条）

社会のあらゆる分野において男女共同参画を進めるためには、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮して活躍できることが必要です。地域社会や様々な活動の場において、男女が対等な立場で活躍できるよう、女性のキャリア形成のための研修・勉強の場を増やしていく必要があります。

また、市の審議会等委員をはじめとする市の政策や方針決定過程、市職員における女性管理職・係長職への登用目標の達成などは、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し、公務職場である市が模範となるように、目標値の達成に向けて積極的に努める必要があります。

#### 基本目標Ⅱ「仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援」（条例第7条）

##### 【きたみ女性活躍推進計画】

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な生き方・働き方を選択して仕事と生活の調和が可能になる社会を築くことは、女性が様々な場面において、十分に能力を発揮して活躍することができる環境づくりにつながります。

このような「女性活躍推進法」が目指す豊かな社会を築くためには、様々な場における男女の役割を意識的に平等にし、男性の積極的な家庭への参画、男性も育児・介護休業を取得しやすくなるような社会に向けて、市民意識の変革に取り組む必要があります。

また、企業における働き方の見直しや、女性が一生働き続けることを選択できるような職場環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業者の先進的な取り組み内容などの情報提供を行う必要があります。

### **基本目標Ⅲ「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」**（条例第5条、第9条）

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが、お互いの人格、個性、能力、価値観やライフスタイルを理解し、認め合い、尊重し合う意識づくりが必要です。家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識を持つことがないよう、一人ひとりの「男女共同参画」への理解の促進が不可欠です。

また、子どもは身近な大人、特に両親の言動を見て育つことから、家庭・地域・学校における子どもや若年層の時からの人権尊重・男女平等の意識を地道に根付かせていくような長期的な意識改革が必要です。家庭や学校教育、社会教育その他の教育の分野において、「男女共同参画」についての積極的な広報・啓発活動を行う必要があります。

### **基本目標Ⅳ「男女がともに安心して暮らせるまちづくり」**（条例第3条、第4条、第8条）

男女がお互いにそれぞれの性差を理解したうえで、生涯にわたって心身ともに健康的な生活を営むために、性や健康に関する正しい知識や情報提供を行うことが重要です。

特に、重大な人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、身体的暴力に限らず、言葉や態度で相手を傷つける精神的暴力の被害相談や男性からの相談も増えており、決して許されるものではありません。あらゆる形態の暴力及び人権侵害の根絶のために、関係機関が連携した総合的な支援対策に努める必要があります。

また、高齢者や障がいのある人がいきいきと暮らすことができるための支援、性同一性障がいやLGBT（エルジービーティー）などの多様な性についての人権が尊重され、本人の気持ちを傷つけることなく、個人攻撃にならないような社会を築くための啓発活動に取り組む必要があります。

### **基本目標Ⅴ「推進体制の確立」**（条例第23条）

北見市における男女共同参画を推進していくためには、市単独ではなく、市民、事業者、民間団体と連携・協働して取り組む推進体制づくりが必要です。この体制づくりのために、「男女共同参画」についての知識や理解の促進を図り、企業・団体・市民のあらゆる立場の人々が学習・勉強・話し合いを行うことができる機会を増やし、ネットワーク形成にも取り組む必要があります。

## 【北見市男女共同参画審議会の開催経過】

平成28年度

第1回審議会 平成28年7月6日

- ・第2次北見市男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について

第2回審議会 平成28年11月21日

- ・第2次男女共同参画基本計画の枠組みについて
- ・第2次男女共同参画基本計画骨子のたたき台について

第3回審議会 平成28年12月21日

- ・第2次男女共同参画基本計画骨子案について

第4回審議会 平成29年2月1日

- ・第2次男女共同参画基本計画骨子案への意見交換について

第5回審議会 平成29年2月22日

- ・第2次男女共同参画基本計画の中間答申案について

平成29年度

第1回審議会 平成29年7月11日

- ・第2次男女共同参画基本計画の策定スケジュール等について

第2回審議会 平成29年10月11日

- ・第2次男女共同参画基本計画（素案）について

第3回審議会 平成29年11月20日

- ・第2次男女共同参画基本計画（案）について
- ・市長への最終答申について

## 北見市男女共同参画審議会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
奥山 るみ子	北見市立小中学校長会 教育関係者	
海田 有一	公益社団法人 北見地方法人会 事業所関係者	副会長
鹿又 百合子	公募委員	
越田 喜裕	きたみらい農業協同組合 農業関係者	
菅原 征子	端野自治区推薦	
鶴巻 寿子	北見自治区推薦	
藤井 紀一	北見商工会議所 事業所関係者	
古田 亜由美	留辺蘂自治区推薦	
松井 映美子	公募委員	
松平 斉之	常呂自治区推薦	
山本 憲志	日本赤十字北海道看護大学 学識経験者	
渡辺 美知子	国立大学法人 北見工業大学 学識経験者	会 長

(五十音順・敬称略)